

## 九州消化器内視鏡技師会会則

- 第1条（名称） 本会は九州消化器内視鏡技師会（以下九州技師会）と称する。
- 第2条（目的） 本会は日本消化器内視鏡技師会の支部会であるとともに、日本消化器内視鏡学会九州支部会に付設する組織であり、九州の消化器内視鏡技師（以下内視鏡技師）の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換並びに将来内視鏡技師を志す者の育成に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 総会の開催。
  2. 九州消化器内視鏡技師会研究会（以下支部会研究会）の運営。
  3. 教育講座の開設と補習教育の実施。
  4. 各県組織との連絡を密にし、情報の交換を円滑にする。
  5. 事業の企画運営、調査研究。
  6. 会報の刊行。
  7. 年会費の徴収
  8. その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 第4条（会員） 会員は、日本消化器内視鏡学会認定の消化器内視鏡技師で、別に九州技師会で定められた会費を納めなければならない。
- 第5条（会費） 会費は、年2000円とする。
- 第6条（退会） 会員はいつでも退会することができる、ただし、本会に対してあらかじめ退会の予告をするものとする。
- 第7条（役員） 本会は九州支部の内視鏡技師をもって組織し、次の役員をおく。
- |       |        |
|-------|--------|
| 会 長   | 1 名    |
| 副会長   | 2 名    |
| 事務局   | 2 名    |
| 会 計   | 2 名    |
| 監 査   | 2 名    |
| 年会費担当 | 1 名    |
| 幹 事   | 20 名以内 |
- 第8条（選出方法） 役員は現役員の推薦を経て、会員の中から選出され総会で承認する。
- 第9条（役員任期） 役員は任期は、それぞれ2年とするが、再任を妨げない。
- 第10条（役員職務） 本会の役員は次の職務を行う。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
  3. 事務局は、役員の名簿管理・施設に依頼文送付・会議の連絡・書記を行う。
  4. 会計は本会の出納の責にあたり、年度末に会計報告をする。
  5. 監査は本会の事業内容、会計内容を監査する。

6. 年会費担当者は、会員より会費を徴収する。
7. 幹事は本会則に定める会務を処理するとともに、その事業の執行を図る。
8. 本会では活動の基本を委員会活動と定め、以下の委員会を設置する。
  - (1) 学術委員会 (2) 渉外委員会 (3) 編集委員会
  - (4) 看護委員会 (5) 医療安全委員会 (6) 財務委員会

第11条 (所在地)

1. 本会の事務局の所在地は、会長の所属する所に定める。
2. 本会の年会費担当の所在地は、年会費担当者の所属する所に定める。

第12条 (役員会)

役員会は技師会役員で構成し、原則として支部会研究会時に開催する。

役員会では、下記の事項を付議する。付議事項の決定は、内視鏡学会九州支部会評議員会（九州支部長）の承認を得なければならない。

1. 事業報告
2. 決算報告
3. 事業計画の決定（支部会研究会の開催地、技師世話人等）
4. 予算案
5. 本会則を施行するために必要な諸規則の制定
6. その他

第13条 (評議会)

評議会は役員会の円滑な運営のための討議の場とし決議事項は、役員会で承認を得る

1. 評議会は、会長、副会長、事務局、各県代表幹事で構成される。
2. 評議会は定時評議会として毎年度4月に1回開催するほか、必要時に開催する。

第14条 (総会)

1. 総会は（九州技師会で）選出された役員が代表として参加する。
2. 総会には参加希望する会員のそれを妨げない。

第15条 (事業年度) 本会の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

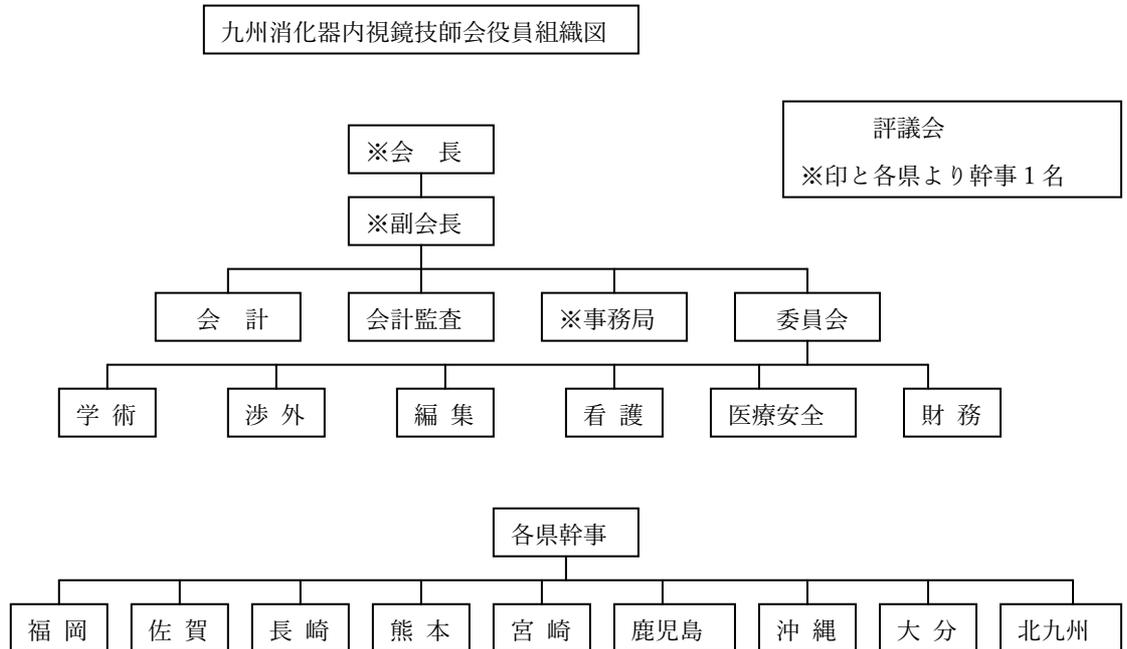
第16条 (会則の変更) 本会則の変更は役員会の決議を経て内視鏡学会九州支部会支部長の承認を得なければならない。

研究会に関する細則

1. 内視鏡学会九州支部例会時に開催される支部会研究会は、九州支部例会長並びに医師世話人の指導のもとに、技師世話人が運営する。
2. 技師世話人は内視鏡学会九州支部例会が開催される地方より選出され、役員会にて承認される。
3. 技師世話人は内視鏡学会九州支部例会長及び医師世話人と連絡を密にして、研究会の運営を円滑にする。
4. 将来内視鏡技師を志す者も研究会に参加することができる。

役員に関する細則

1. 役員に欠員が生じた場合、役員会で再選出する。その場合任期は、前任者の残存期間とする。
2. 本会の職務に不都合を生ずる可能性がある場合は、その役員の退任を命ずる。



(付 則) 本会は、平成3年12月6日に設立。

本会則は、平成3年12月6日より実施する。

本会則は、平成14年7月6日より実施する。

本会則は、平成18年6月3日より実施する。

本会則は、平成21年6月20日より実施する。

本会則は、平成25年6月21日より実施する。

本会則は、平成30年6月8日より実施する。

この記載内容について相違ないことを証明する

九州消化器内視鏡技師会 会長  
平田 敦美